

お 知 ら せ
令和6年3月29日

令和6年度診療報酬改定に係る医科診療行為マスターの変更等について

○ マスターファイルの変更点等

現時点におけるマスターファイルの変更点並びに対応状況は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
3	診療行為コード	新設、廃止及び変更 医療観察点数表告示に伴い新設した診療行為（3月29日追加分） 188018510：医療観察心理支援加算	内訳は公表マスターの項番1「変更区分」を参照。 3：新規 5：変更 9：廃止 3月29日更新
18	DPC適用区分		3月21日更新
21	医療観察法対象区分		3月29日更新
72 ～ 81	施設基準①～⑩	名寄せコードは今回の公表では未対応 ※レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書についても同様	3月29日更新
117	点数表区分番号		3月21日更新
128	予備 看護職員処遇改善 評価料等	看護職員処遇改善評価料又は入院ベースアップ評価料を算定可能な診療行為であるか否かを表す。 0：「1」及び「2」以外の診療行為 1：看護職員処遇改善評価料等を算定可能な診療行為 2：看護職員処遇改善評価料等自体	特掲診療料第14部 その他に基づき追加 3月29日更新
129	予備 外来・在宅ベース アップ評価料 (1)	外来・在宅ベースアップ評価料（1）を算定可能な診療行為であるか否かを表す。 0：「1」から「8」以外の診療行為 1：外来・在宅ベースアップ評価料（1）1（初	0100 外来・在宅ベースアップ評価料 （1）の追加に基づき追加

項番	項目名	内容	備考
		診時) を算定可能な診療行為 2 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (1) 1 (初診時) 自体 3 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (1) 2 (再診時) を算定可能な診療行為 4 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (1) 2 (再診時) 自体 5 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (1) 3 (訪問診療時) イを算定可能な診療行為 6 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (1) 3 (訪問診療時) イ自体 7 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (1) 3 (訪問診療時) ロを算定可能な診療行為 8 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (1) 3 (訪問診療時) ロ自体	3月29日更新
130	予備 外来・在宅ベースアップ評価料 (2)	外来・在宅ベースアップ評価料 (2) であるか否かを表す。 0 : 「1」及び「2」以外の診療行為 1 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (2) (初診又は訪問診療) 自体 2 : 外来・在宅ベースアップ評価料 (2) (再診時) 自体	0101 外来・在宅ベースアップ評価料 (2) の追加に基づき追加 3月29日更新
131	予備 再製造単回使用医療機器使用加算	再製造単回使用医療機器使用加算であるか否かを表す。 000 : 再製造単回使用医療機器使用加算以外 001 : 再製造単回使用医療機器使用加算 (体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (再製造・冠状静脈洞型)) 自体 002 : 再製造単回使用医療機器使用加算 (体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (再製造・房室弁輪部型)) 自体 003 : 再製造単回使用医療機器使用加算 (心腔内超音波プローブ (再製造・標準型)) 自体	特掲診療料第10部手術の通則21の追加に基づき追加 3月29日更新